

危機管理

日本は世界の中でも治安がいい国といわれています。例えば、日本では夜の一人歩きは普通ですが、ある国や地域では地元の人でさえも夜に一人で出歩くのは危険だ、と言われるます。日本を基準に安易に考えていると、予想もしない事件や事故に巻き込まれるケースがあります。海外で生活をする際には、安全に対して常に高い意識を持って行動するよう心がけてください。

■パスポート

パスポートはあなたの身分を海外で証明するとても大切なものです。パスポートの管理は厳重にするほか、紛失に備え、顔写真のページのコピーをパスポートとは別の場所に必ず保管しておく、再発行の申請をする時役立ちます。

■在留届

旅券法第16条により、外国に住所または居所を定めて3ヶ月以上滞在する日本人は、住所または居所を管轄する日本の大使館または総領事館(在外公館)に在留届を提出する義務があります。留学先での住所が決まったら、速やかに近くの大使館・領事館に在留届を提出してください。インターネットでも提出できます。事故や大災害などの緊急時は、大使館や領事館は提出された在留届をもとに安否確認や緊急連絡を行います。詳細は外務省のホームページを参照してください。

URL <http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

■海外旅行傷害保険や医療保険への加入

短期でも長期でも海外留学プログラムへ参加する場合は、必ず海外旅行傷害保険に加入してください。留学先で病気やけがをして治療を受ける場合、保険に入っていないと、国によっては大変高額な治療費がかかります。国や留学先大学によっては、指定の保険に加入することや最低保険金額が義務付けられている場合もあります。携行品や賠償責任、救済者費用などの保険も、自分の留学予定にあわせて加入してください。

■自動車・オートバイの運転

海外研修、交換・認定留学中は現地での自動車・オートバイの運転は以下の理由により認められていません。1.本人がいくら注意しても避けられない交通事故やトラブルに巻き込まれる可能性が高く、加害者になった際の賠償責任などは保険に加入していても、カバーしきれない場合があるため。2.交通違反・事故を起こして、警察に身柄を拘束されたり逮捕されたりする場合があります。保釈金や弁護士などにかかる費用は膨大で、法的な手続きなど、留学生活に大きな負担を与えてしまうため。

■情報収集

現地のニュースを見たり、現地にいる知り合い、現地の留学アドバイザーに聞いたりするなどして、事前に危険な通り・場所などを調べておきましょう。また、外務省のホームページにある各国・地域情勢や在外公館のホームページにも現地安全情報などがありますのでこまめにチェックしましょう。

外務省 URL <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

■予防接種

海外で発生、流行している感染症に、自分自身および周囲の人達への感染を予防するため、事前に留学先の感染症情報を収集しましょう。その上で必要な予防接種を受け、健康な留学生活が送れるよう留意してください。詳細は厚生労働省検疫所のホームページを参照してください。

予防接種・感染症情報 URL <http://www.forth.go.jp/>

成田空港検疫所 URL <http://www.forth.go.jp/keneki/narita/>

■現地の法律

日本の喫煙・飲酒可能年齢は共に20歳ですが、例えばアメリカでの喫煙可能年齢は18歳、飲酒可能年齢は21歳と異なります。また、同じ国の中でも州ごとに法律が異なることも多々見受けられます。海外に渡航の際は、生活に関わる現地の法律を必ず事前に調べ、常に留意してください。

■留学中の旅行について

留学中旅行に出かける場合は、外務省から危険情報が発出されている地域、またそれ以外でも危険が予想される地域へは出かけないよう注意してください。交換留学の場合は、第三国への旅行および日本への一時帰国は原則として認められません。交換留学先国内を旅行する場合には出発前に旅行の日程、目的地などの情報を、また帰宅後には帰宅連絡を必ず大学に入れるようにしてください。日本にいるご家族に連絡しておくことも必要です。わかる範囲で旅行中の連絡先を知らせ、簡単な電話連絡を入れることでご家族も安心していただけるでしょう。

海外研修の場合は、個人での旅行は認められません。

■帰国勧告について

交換留学や認定留学中に、留学先国で災害発生や政治情勢が著しく変動し、留学生の身に危険が及ぶと思われる事態が発生した場合、学内で検討の上、帰国勧告等を発動することがあります。その場合には大学の指示に従ってください。